

川選管告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項、第5条第1項に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に基づく選挙権を有する者の総数の3分の1の数を地方自治法第74条第5項及び同法第75条第6項において準用される同法第74条第5項並びに同法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項、第86条第4項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条2項において準用される地方自治法第74条第5項の規定に基づき告示する。

令和7年9月1日

川西市選挙管理委員会  
委員長 多久和 桂子

選挙権を有する者の総数の50分の1の数

2, 587

選挙権を有する者の総数の3分の1の数

43, 112